

リサイクルステーション

- ◇と き 7月2日(日) 午前9時～11時(雨天決行)(時間外のものは、お引き受けできません)
 - ◇と ころ 旧日本ラインシユロス駐車場(太田橋東側)
 - ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります
 - ◇回収品目 ①新聞紙 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④段ボール ⑤紙箱(せっけん・シャンプー・リンス・たばこ・トイレトペーパーのしんなど芳香剤加工した紙容器は再生紙ができなくなりま
すので回収しません) ⑥牛乳パック ⑦使用済み食用油 ⑧アルミ缶 ⑨ペットボトル
⑩発泡スチロール・食品トレイ(色の濃い物〔黒色・赤色など〕や、表面がコーティングさ
れた物〔カップラーメンの容器など〕、汚れが取れない物は燃えるごみに出してください)
⑪割りばし(洗って乾かす。竹ばし・塗りばし・焼け焦げたはしは回収しません)
- ※古着は需要が少ないため3月で終了しました
 ※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をお掛けします。時間に余裕をもってお越しください
 ※瓶類は回収していませんので、ご注意ください

1カ月前、折り込み広告を見て1万円の〇〇〇を購入するつもりで、販売店に電話をして自宅に来てもらうよう依頼した。後日訪問してきた業者は「1万円の〇〇〇は使えない。

◇相談

消費生活センターには、「折り込み広告を見て業者に電話したところ、チラシとは違う高額な〇〇〇を勧められた」など〇〇〇の購入に関する相談が、昨年は十数件寄せられました。購入するつもりがなかった高額な〇〇〇を勧められ、断り切れずに契約してしまったケースが多く見られます。

安価な〇〇〇を購入するつもりが… 契約は慎重に!

窓口は…消費生活相談情報
 岐阜県消費生活センター
 電話 058-265-0999
 中濃地域振興局振興課
 電話 25-3111(可茂総合庁舎内)



◇処理

この〇〇〇であれば孫の代まで使える」と21万円の高額な〇〇〇を勧めてきた。考える時間が欲しかったが「今日中に決断しなければならぬ」と言われて契約した。すっかりしなまま過ごしてきたが、これはおとり商法ではないか。

1万円の〇〇〇が実在すればおとり広告にはならず、判断は大変難しいといえます。

業者が相談者の自宅を訪問してはいますが、特定商取引に関する法律(以下特商法)(注1)の訪問販売の「来訪要請」(注2)に該当するため、適用除外となり、書面を受け取ってから8日間以内であっても、クーリング・オフの適用はありませんので、合意解約になることを相談者に説明しました。この相談の場合、契約から1カ月経過していましたが、販売時に問題があれば契約を取り消すこともできますので、業者に書面で通知して交渉するように助言しました。

注1 訪問販売や通信販売など、消費者取引の中でトラブルを生じやすい特定の取引を対象として、トラブル防止のためのルールを定めています。
注2 商品などを購入する目的で消費者自らが業者の訪問を依頼した場合のことをいいます。

消費者への

アドバイス

- 折り込み広告を見て業者に連絡し、その後業者が訪問して契約した場合には、別の商品を契約したとしても、特商法の訪問販売の「来訪要請」に該当するため、適用除外となってしまう。クーリング・オフの適用はありませんので、契約はくれぐれも慎重にしましょう。

※消費生活で困ったことがありましたら、早急に最寄りの相談窓口にご相談ください

※本文中、物品名が明らかになっていないのは、明らかにすることで、本文と関係のない業者に迷惑を掛ける恐れがあるためです。詳細は、岐阜県消費生活センターへお問い合わせください